

勝山市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組み方針～



見守り隊による交通誘導状況～旭町地係～

平成 26 年 7 月 16 日

勝山市通学路安全推進協議会

(目的)

1. 勝山市通学路交通安全プログラムの目的

近年、集団登校の列に自動車が飛び込み、通学児童や引率している保護者などが犠牲となる交通事故が頻発しています。本市の道路網は、東に国道157号、西に西環状線、そして中心部に主要地方道勝山・丸岡線が走り、これらを結ぶ県道・市道によってはしご状に形成され、沿線の9小学校・3中学校、1高等学校の通学路として利用されていますが、必ずしも安全とは言えない箇所が見受けられました。

そのため、勝山市では平成24年7月に、関係機関と連携して各小学校の通学路の合同緊急点検を実施し、必要な対策案の協議や、危険箇所修繕などの対応を行いました。継続した通学路の安全確保が図れるよう「勝山市通学路交通安全プログラム」の策定を行いました。

今後は、当プログラムに基づき、児童・生徒が安全に通学出来るようにして点検及び対応を図っていきます。

(組織)

2. 通学路安全推進協議会の設置

当プログラムの具現化と、関係機関の連携を図るべく、平成24年に緊急合同点検を実施した関係機関の担当者を構成員とする「勝山市通学路安全推進協議会」を設置しました。

(1) 推進協議会組織

- ・勝山市教育委員会
- ・勝山市役所 建設部建設課
- ・福井県奥越土木事務所
- ・勝山警察署
- ・各小中学校長(安全点検時)
- ・各小学校PTA(安全点検時)

(2) 推進協議会の役割

「勝山市通学路交通安全プログラム」の策定、及び定期点検の実施、対応策の実施状況確認、必要時にはプログラム内容の改定を行います。

(方針)

3. 取組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全確保をすべく、平成24年に行った「合同緊急点検」を基に、より効率的に、そして継続可能な内容に見直した「合同定期点検」を実施し、その対策実施後の効果の検証を行います。

これらの取組みをP D C Aサイクルとして実施し、通学路の安全確保を図ります。



(2) 定期的な合同点検 (P l a n)

実施方法等

- ・市内を3地区に分け(中学校学区割)毎年5月を目途に実施します。
- ・事前に市教育委員会から、各学校に「通学路の安全点検表」を送付し、危険箇所の調査を行います。

※作成依頼資料

- ・通学路の安全点検表
- ・危険箇所を明示した校区地図
- ・その調査を受け、学校・P T A・道路管理者・警察署・教育委員会による合同定期点検を実施します。

勝山市通学路交通安全プログラム

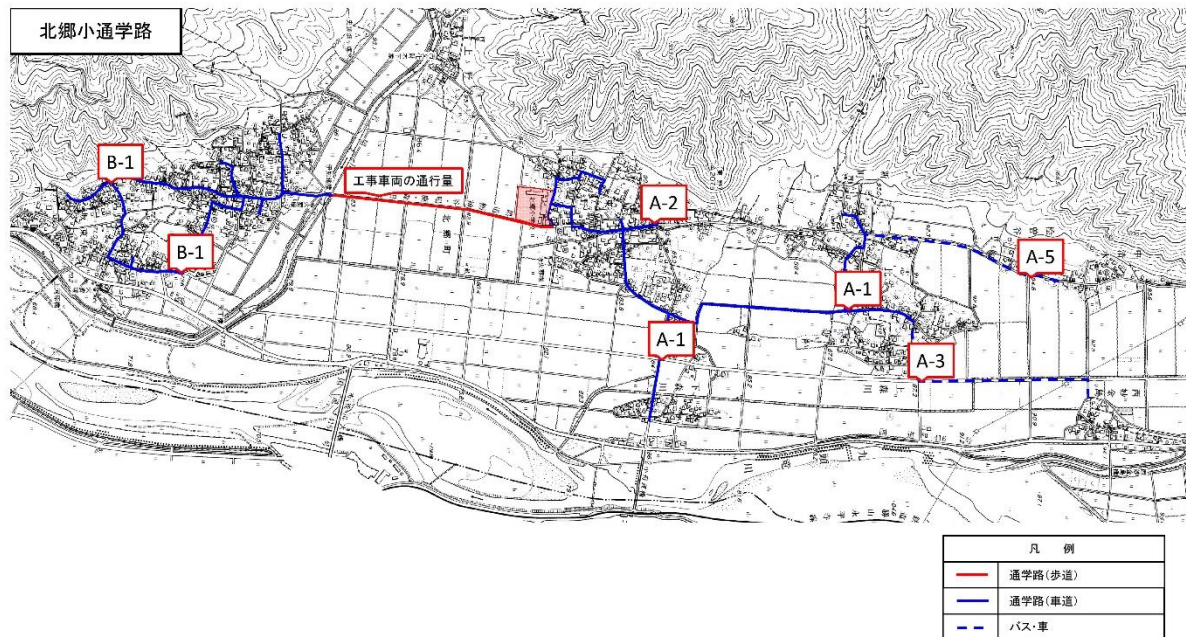
通学路の安全点検表

学校名 _____

校長名 _____

A 道路構造関連		数
1	舗装の穴あき箇所や陥没箇所	
2	ガードレールの破損箇所	
3	水路蓋の破損箇所	
4	見通しが悪い箇所	
5	カーブミラーの向きが悪い箇所	
6	縁石が破損している箇所	
B 交通規制関連		数
1	標識の破損箇所	
2	交通規制の要望箇所	
3	信号機の改良箇所	
4	路面表示が薄くなっている箇所	
C 交通マナー・注意喚起関連		数
1	交通マナーが悪い箇所	
2	人通りが少ない箇所	

【校区地図、記入例】



(3) 対策の検討 (Plan)

- ・合同定期点検によって明らかとなった対策必要箇所について、「定期点検集計表」に入力し、その対策案について検討します。

- ◎道路管理者、直営班による緊急修繕
- ◎道路・施設管理者による工事発注による修繕
- ◎取締り強化による注意喚起
- ◎学校や地域での注意喚起
- ◎より安全な通学路を選定しての路線変更
- ◎計画案の策定

(4) 対策の実施 (Do)

- ・抽出箇所の具体的な実施にあたっては、円滑に行える様、関係者間で連携を図ります。
- ・また、住宅区域内を通る通学路において、走行車両の速度抑制が安全確保の有効な手段と認められ、且つある一定の区域（ゾーン）である場合、警察署・地元区長と協議し「ゾーン30」の設定可能か調査します。

※ゾーン30とは

住宅地域を「ゾーン」として区域設定し、その区域の抜け道利用や自動車の制限速度を30キロに規制することで、歩行者等の安全を確保するものです。

ゾーン30の区域入口には、制限速度が時速30キロであることを示す標識や、路面標示を設置し、ゾーン30に設定された区域の入口であることを明確にします。

また、制限速度が実際に守られるものとするため、道路管理者と連携して、

- ・車道の中央線を消して1車線とすること
- ・路側帯の設置や拡幅により車道を狭くすること

などにより、速度が出にくい道路構造とするとともに、交差点及び路側帯を明確にするためにカラー舗装や道路標示等を設置することで、効果がより期待できると言われております。



－他県によるゾーン30、設定状況－

(5) 対策効果の把握 (Check)

- ・ 合同点検結果に基づく対策実施箇所について、実際に期待した効果が発揮出来ているか確認します。
- ◎ 対策実施箇所の効果測定、及び未実施箇所の点検
- ◎ 事故件数の減少・増加などの調査
- ◎ 必要に応じて、学校への満足度調査

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- ・ 対策実施後も、合同定期点検や効果測定の結果を踏まえ、対策内容の改善・向上を図ります。また、当プログラムについても、内容精査に努め、より効率的に、確実に点検が行える様、見直しも行っていきます。

